議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和元年９月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和元年12月６日

大阪府教育委員会

〇事件議決案

　１　指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

〇条例案

１　職員の給与に関する条例等一部改正の件

２　府吏員退隠料等条例一部改正の件

３　大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

４　大阪府職員基本条例一部改正の件

５　大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

＜参考＞

　　〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

　　（教育委員会の意見聴取）

　　　第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設） | (1) 大阪府立門真スポーツセンター  　　指定期間　　令和２年４月１日から  令和１２年３月３１日まで  　　指定する団体　　ＯＧＳ・関電ＦＡ・パティネレジャー　門真ＳＣ共同事業体 |
|  |  | (2) 大阪府立近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘  　　指定期間　　令和２年４月１日から  令和５年３月３１日まで  　　指定する団体　　大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ |
|  |  | (3) 大阪府立弥生文化博物館  　　指定期間　　令和２年４月１日から  令和５年３月３１日まで  　　指定する団体　　大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ |
|  |  | (4) 大阪府立中央図書館  　　指定期間　　令和２年４月１日から  令和８年３月３１日まで  　　指定する団体　　長谷工・大阪共立・ＴＲＣグループ |

○条例案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 職員の給与に関する条例等一部改正の件 | 令和元年１０月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。  〔主な改正内容〕  ・初任給調整手当の上限の引上げ  　　〔改正前〕　月額２５０，９００円  　　〔改正後〕　月額２５１，２００円  ・地域手当の支給割合の引上げ  　　〔改正前〕１１％  　　〔改正後〕１１．８％  ・勤勉手当の引上げ  　　〔改正前〕　０．９２５月  　　〔改正後〕　０．９５０月  　　　施行日：公布の日  ・住居手当の改定  　　支給対象となる家賃額の下限の引上げ  　　〔改正前〕月額１２，０００円  　　〔改正後〕月額１６，０００円  　　手当額の上限の引上げ  　　〔改正前〕月額２７，０００円  　　〔改正後〕月額２８，０００円  ・初任給相当の号給以下の給料月額及び小学校・中学校教育職給料表１級の最高号給の引上げ（特例措置）  　　　施行日：令和２年４月１日  〔関係条例〕  　・職員の給与に関する条例  　・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例  　・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例  　・一般職の任期付職員の採用等に関する条例 |
| ２ | 府吏員退隠料等条例一部改正の件 | 地方自治法及び教育公務員特例法の改正により、規定の整備を行う。  施行日：令和２年４月１日 |
| ３ | 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件 | １　吹田市の中核市移行に伴い、児童福祉法等に基づく事務の一部を同市が処理することから、当該事務を同市が処理することとしている規定を削除する。  ２　地方自治法第２５２条の１７の２の条例による事務処理の特例制度に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務の一部を吹田市が処理することとする。  　　　　施行日：令和２年４月１日ほか |
| ４ | 大阪府職員基本条例一部改正の件 | 吹田市の中核市移行に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく府費負担教職員の研修事務を同市が処理することから、研修の規定については、同市が設置する学校の府費負担教職員には適用しないこととする。  　　　　施行日：令和２年４月１日 |
| ５ | 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件 | 吹田市の中核市移行に伴い、文化財保護法に基づく事務の一部を同市が処理することから、当該事務に係る経由等の事務を同市が処理することとしている規定を削除する。  施行日：令和２年４月１日 |